

平成 27 年

第 1 回市議会定例会 議案第 44 号

函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について

函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成 25 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条第 12 項中「もしくは指定介護予防サービス等基準条例第 98 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第 14 項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の 1 項を加える。

15 第 1 項第 2 号の医師および同項第 7 号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師または調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあっては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数および当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備

法」という。) 附則第 1 1 条または第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定 (整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。) による改正前の介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) (以下「旧法」という。) 第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護または介護保険法第 5 4 条第 1 項第 2 号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護もしくはこれに相当するサービスについては、改正前の函館市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例第 4 6 条第 1 2 項の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域密着型特別養護老人ホームにおける職員の配置の基準に関する規定を整備するため